

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第13号

平成28年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年6月21日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
28財第189号
平成28年4月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第296号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人 公益財団法人ふくしま科学振興協会
所管部局 商工労働部
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項

措 置 状 況

<p>「指摘事項」 会計経理処理において、公益法人会計基準等に照らし著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 会計帳簿の整理及び財務諸表の作成に著しく適正を欠いているものがある。 1 平成26会計年度の決算内容について、理事会及び評議員会の承認後に伝票未作成等による計上漏れ等の誤りを発見したが、その修正を平成27会計年度で処理すべきところ、平成26会計年度として遡及して差替処理している。 2 貸借対照表における勘定科目において、総勘定元帳の平成26会計年度の期首残高が平成25会計年度の期末残高と一致しないものがある。 3 貸借対照表の一般正味財産と正味財産増減計算書の一般正味財産期末残高について一致すべきところ、一致していない。</p> <p>「是正、改善等の意見」 会計帳簿の整理及び財務諸表の作成に当たっては、公益法人会計基準を十分理解の上、関係規程に基づき適正に行うとともに、月次試算表による定期的なチェックや未収金及び未払金の適正な管理の実施により、計上漏れや計上誤りの防止策を確立すること。 また、理事会及び評議員会においても、財務諸表の内容を十分にチェックし適正であることを確認すること。</p>	<p>左記の指摘事項に関して、当該法人が下記のとおり対策を講じたことを確認しました。 なお、当該法人に対し、財団を専管している教育庁職員課と補助金を管理している産業創出課において、法人自らが組織的なチェック体制を確立するとともに、関係規程に基づき適正な会計帳簿の整理と財務諸表の作成を行うよう引き続き指導してまいります。</p> <p>記 (事実の原因) 担当者が公益法人会計基準や関係規程についての知識が乏しかったことから、事務処理の意味を理解しないまま、前年度の処理を参考に各帳票を作成していた。その結果、会計帳簿の整理、財務諸表の作成が適正を欠くものとなってしまった。 (過年度分の対応) 正規の決算手続に従い、総勘定元帳や伝票などを理事会及び評議員会の承認を受けた時点の決算内容に戻し、計上漏れ等の修正については、平成27会計年度で過年度修正として計上した。 (今後の対応) 公益法人会計に係る各種研修を通して担当職員の知識を高めるとともに、会計帳簿の整理、財務諸表の作成にあたっては、税理士法人の指導のもと、公益法人会計基準を十分理解の上、関係規程に基づき適正に行う。 また、月次試算表により毎月定期的にチェックし、未収金及び未払金に係るチェックリストを作成して適正な管理をすることにより計上漏れや計上誤りを防止する。 理事会及び評議員会においても、財務諸表の内容を十分説明した上で、適正であることを確認を受けることとする。</p>
<p>「指摘事項」 前回指摘となった事案（過年度修正損の内容説明及び処理）について、事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 昨年度監査において指摘となった事案について、平成26会計年度中に過年度修正損の内容説明及びその処理を行うとの回答であったにもかかわらず、平成27会計年度に内容説明を行ったことから、新たに計上が必要となった過年度修正損の会計処理がされていない。 平成25会計年度計上額 2,196,924円 内容説明後の額 2,242,113円</p>	<p>左記の指摘事項に関して、当該法人が下記のとおり対策を講じたことを確認しました。 なお、当該法人に対し、財団を専管している教育庁職員課と補助金を管理している産業創出課において、法人自らが組織的なチェック体制を確立するとともに、関係規程に基づき適正な会計帳簿の整理と財務諸表の作成を行うよう指導してまいりましたが、今後も引き続き指導を行ってまいります。</p> <p>記 (事実の原因) 平成26会計年度中に過年度修正損の内</p>

<p>解明による差額 45,189円</p> <p>「是正、改善等の意見」 指摘となった事案については、誤りを真摯に受け止め、速やかに是正措置を講ずること。</p>	<p>容解明に着手したが、年度末のその他の事務が錯綜したことにより、解明が遅れてしまい、同会計年度内に処理することができなかった。</p> <p>(過年度分の対応) 解明による差額45,189円を平成27会計年度に過年度修正損として計上した。</p> <p>(今後の対応) 平成26会計年度中に内容解明ができなかったことを真摯に受け止め、今後このようなことがないよう対処する。</p> <p>また、月次チェックを実施し、これを税理士法人にもチェックを受け、間違いを早期に発見するとともに、このような間違いを未然に防ぐよう体制を整える。</p>
--	---

(監査総務課)